

こしがや「プラス保育」幼稚園Q & A

目次

Q 1 定員は在園児も含めたものか.....	1
Q 2 4月の1回目の募集で定員が埋まらなかった場合、2次募集や5月以降の募集はあるのか.....	1
Q 3 産前産後休暇・育児休業から復帰する際に定員に空きがない場合はどうなるのか.....	1
Q 4 65歳未満の祖父母が同居している場合、祖父母は入園後も64時間以上の就労等の条件を満たさないと「プラス保育枠」の対象外になってしまうのか.....	1
Q 5 「幼稚園・認定こども園(教育認定)」と「プラス保育枠」と「保育所・認定こども園(保育認定)」の違いは.....	2
Q 6 保育所のように一斉の見学会はあるのか.....	3
Q 7 保育所と「プラス保育」幼稚園の併願はできるのか.....	3
Q 8 入園内定したが「プラス保育枠」から落ちた場合、タイミングによっては入園金等を支払済ということがある。この場合、入園辞退をしたら入園金等を返還してもらえるか.....	3
Q 9 入園式前と卒園式後も預かってもらえるのか.....	4
Q 10 土曜日に開園する園は、別に料金がかかるのか.....	4
Q 11 今後、「プラス保育」幼稚園の認定園は増えるのか.....	4
Q 12 令和元年10月から幼児教育が無償化されるが、この事業はどうなるのか....	4

Q 1 定員は在園児も含めたものか

A 在園児及び平成31年度新入園児の年少～年長まで合わせた定員です。

Q 2 4月の1回目の募集で定員が埋まらなかった場合、2次募集や5月以降の募集はあるのか

A 幼稚園によって追加の募集を行うことがあります。2次募集等の有無や、行う場合の日程については、園にお問い合わせください。

Q 3 産前産後休暇・育児休業から復帰する際に定員に空きがない場合はどうなるのか

A 空きがなかった場合は、「プラス保育枠」ではなく「通常枠」で預かり保育を利用することとなります。「通常枠」での預かり保育料は、園が定めた金額となります。

Q 4 65歳未満の祖父母が同居している場合、祖父母は入園後も64時間以上の就労等の条件を満たさないと「プラス保育枠」の対象外になってしまうのか

A そのとおりです。65歳未満の祖父母は、継続して64時間以上の就労等の条件を満たす必要があります。

Q5 「幼稚園・認定こども園(教育認定)」と「プラス保育枠」と「保育所・認定こども園(保育認定)」の違いは

A 次の表を参考にお考えください。

区分	幼稚園・認定こども園(教育認定)	プラス保育枠	保育所・認定こども園(保育認定)
入園条件	就労等の要件なし	就労等の要件あり	就労等の要件あり
開園時間	園による ※長い開園を行っている園もある	10時間以上の開園が条件 (8時以前～18時以降。さらに長時間預かる園もある)	11時間以上の開園が条件 (ほとんどの園で7時～19時)
土曜日	ほとんどの園で閉園 ※開園している園もあります。	ほとんどの園で閉園	開園
長期休業期間の預かり (夏休み・冬休み・春休み)	園による (お盆以外は開園している園から、全く実施していない園まで様々)	●基本型 平日の3/4以上開園 ●機能強化型 平日は毎日開園	開園
(例)8:00～18:00の利用でかかる基本の料金 ※各園で保育料等と別に実費徴収等があります	保育料+預かり保育料(園が定めた額)	保育料+6,000円又は6,500円	保育料
※園により、「保育料」が異なります。保育料や各種費用については、冊子「保育施設ガイド」等で確認できます。 (詳細は、園にお問い合わせください。)			
保育料(幼稚園就園奨励費補助金)の多子軽減の「上の子」の対象	小学校3年生まで (上の子が小学校2年生、入園児が4歳児の場合、「第2子」として取り扱う)	小学校3年生まで (上の子が小学校2年生、入園児が4歳児の場合、「第2子」として取り扱う)	就学前児童のみ (上の子が小学校2年生、入園児が4歳児の場合、「第1子」として取り扱う)
<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園(従来どおりの園) 保護者は、園が定めた保育料を毎月支払います。その上で、年1回、市民税額に応じた「私立幼稚園就園奨励費補助金」が市から支給されます。「第2子」や「第3子以降」に該当する場合、この額が大きくなります。(詳しくは、冊子「幼稚園・認定こども園(教育部分)入園のしくみ」をご覧くださいか、教育総務課にご確認ください。) ●保育所・認定こども園・新制度幼稚園(越谷幼稚園) 保護者は、市民税額に応じた保育料を毎月支払います。「第2子」に該当する場合は基準額の半額、「第3子以降」に該当する場合は無料となります。 ※保育料は、「幼稚園・認定こども園(教育部分)」と、「保育所・認定こども園(保育部分)」で異なります。 			
園の送迎バスの利用	可能 ※行きはバス利用、帰りは自分でお迎え…といった利用も可能です。	可能	できない (※一部利用可能な園もある)

※こしがや「プラス保育」幼稚園以外の幼稚園等においても、各園で預かり保育を行っています。ライフスタイルを踏まえ、利用可能であれば、さらに選択肢が広がります。ぜひご検討ください。

Q6 保育所のように一斉の見学会はあるのか

A 平成30年度は予定しておりません。

ただし、各園で独自に見学会や説明会を行っていますので、園に直接ご確認ください。
 なお、一覧にしたものを越谷市ホームページにも掲載予定です。

※実施園の中には、平成30年8月31日現在で説明会が終了した園もあるようです。
 ご了承ください。

Q7 保育所と「プラス保育」幼稚園の併願はできるのか

A 制度上、「同一の認定こども園の1号と2号の併願」以外は可能です(下表のとおり)。

ただし、園によりますが、幼稚園では、入園願書提出時に入園金等の支払が必要になることが通例です。また、制服の採寸など準備が進んでいきますので、手続や日程をよく確認することが必要です。

併願のパターン	可否	条件など
①従来幼稚園(越谷幼稚園以外) ↓ 保育所・認定こども園(保育部分)	併願可	制度が異なる幼稚園のため、併願が可能です。
②新制度幼稚園(越谷幼稚園) ↓ 保育所・認定こども園(保育部分)	併願可	1号認定(教育標準時間認定)と2号認定(保育認定)を並行して申請することはできませんが、入園の申込は可能です。 <u>保育園も申込することをあらかじめ幼稚園に伝え、了解を得た上で申込を行ってください。</u> ※幼稚園は入園が内定してから1号認定の申請をすることになるため、入園申込と認定申請は別の手続きとなります。 ※施設の了解を得られない場合は、併願ができません。
③A認定こども園(教育部分) ↓ 保育所・B認定こども園(保育部分)	併願可	A認定こども園とB認定こども園は別施設のため、②と同様のパターンとなります。 ※施設の了解を得られない場合は、併願ができません。
④A認定こども園(教育部分) ↓ A認定こども園(保育部分)	併願不可	認定こども園は教育部分と保育部分を併せて1つの施設なので、1つの施設に2つの申込(支給認定申請)をすることはできません。申込時にどちらかを選択する必要があります。なお、保育部分に入園ができなかった場合に、教育部分の定員に空きがまだあれば、教育部分に駆け込みで入園することも可能です。

※冊子「幼稚園・認定こども園(教育部分)入園のしくみ」から抜粋

Q8 入園内定したが「プラス保育枠」から落ちた場合、タイミングによっては入園金等を支払済ということがある。この場合、入園辞退をしたら入園金等を返還してもらえるか

A 市として、できる限り対応するよう要請しておりますが、最終的には園の判断となります。返還可能かどうか、希望園での対応をご確認ください。

Q 9 入園式前と卒園式後も預かってもらえるのか

A 園によっては、それぞれの園の考え方から、「登園自粛」となっている場合もあります。ただし、あくまで「自粛」のため、就労等で預ける必要性がある場合、預かり保育を利用できます。

保育所や地域型保育から転園してくる場合、既に就労をしていることから、入園式までの長期のお休みは困難という方が多いことを踏まえ、必要な預かりはしっかり行うよう、各園に説明しております。

Q 10 土曜日に開園する園は、別に料金がかかるのか

A 土曜日開園加算を受ける園では、「園が定めた8時間分のコアタイム（例：8時30分～16時30分）は定額預かり保育で対応（「プラス保育枠」の方は無料）」となります。これを超える時間は、園が定めた延長保育料がかかります。

なお、利用できるのは、就労等で必要な場合に、必要な時間のみです。

Q 11 今後、「プラス保育」幼稚園の認定園は増えるのか

A 現在11施設が「プラス保育」幼稚園に認定されており、平成31年4月から事業を開始しています。他の幼稚園等からも、令和2年度以降の実施について前向きなお話をいただいております。

市としても、今後、認定園を増やすとともに、定員枠の拡大を図ってまいりたいと考えております。

Q 12 令和元年10月から幼児教育が無償化されるが、この事業はどうなるのか

A 今年10月から幼児教育・保育の無償化が実施される予定です。幼稚園における預かり保育についても、保育の必要性があるとして新2号認定を受けた方は、無償化の対象となります。ただし、預かり保育等に対する無償化される額については、利用実績に応じて制約があるとのことで国から示されております。

（無償化される額：450円／日×利用日数／月、11,300円が上限）

それに伴い、定額として設定していた保護者負担額（6,000円／月、機能強化型は6,500円／月）のままでは、実際に利用した日数によっては保護者負担が生じてしまうことから、幼児教育・保育の無償化の趣旨を踏まえ、10月以降の料金設定を見直すこととしました。

具体的には、「プラス保育枠（保育が必要な児童）」の預かり保育料を無償化による預かり保育給付の額と同額に設定することとし、8時から18時までの預かり保育については、利用頻度にかかわらず費用負担が生じないようにしました。

区分	新（R1.10～）	旧（～R1.9）
預かり保育料	無償化に係る給付と同額となり、0円／月 （450円×利用日数／月） （※基本型、機能強化型に関わらない）	6,000円／月 （機能強化型は6,500円／月）